

令和7年度 福島県立二本松実業高等学校 後期選抜募集要項

福島県立二本松実業高等学校

〒964-0937 福島県二本松市榎戸一丁目58番地2

電話 0243-23-0960

FAX 0243-22-7388

1 アドミッション・ポリシー

本校で学びたいという強い意志を持ち、誠実かつ意欲的に自らを磨き高めていこうとする以下のような生徒を求めます。

- 工業・家庭の専門分野における学習に興味・関心があり、実践的な知識・技術の習得に意欲的に取り組む生徒。
- 高い規範意識を持ち、基本的な生活習慣が確立していることに加え、他者を思いやり、協力して行動しようとする生徒。
- 部活動、生徒会活動、ボランティア活動などに積極的に取り組み、目標に向かって粘り強くやり抜く、向上心を持って学び続ける生徒。

2 後期選抜を実施する学科

前期選抜により定員を充足しない学科において実施する。

3 募集定員

課程	大学科	小学科	募集定員	備考
全日制	工業	機械システム	40名	後期定員は各小学科とも、募集定員から前期選抜の合格者数を除いた数とする。
		情報システム	40名	
		都市システム	40名	
	家庭	生活文化	40名	

4 通学区域

県下一円とする。

5 出願資格

次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。ただし、**前期選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。**なお、前期選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)

- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

6 出願方法並びに併願の取扱い

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 出願は、**後期選抜を実施する工業科の小学科間において、第二志望まで併願を認める。**
- (4) **第一志望と異なる大学科への第二志望は認めない。**

7 出願期間

- (1) **令和7年3月17日(月)から3月18日(火)までとする。**
- (2) 受付時間は午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒(長形3号で460円分の切手を貼付し、住所・氏名を記入したもの)を同封の上、令和7年3月18日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書(県教育委員会において作成したもの)
 - ② 調査書
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
 - ③ 受験票用紙
県教育委員会において作成した用紙を用い、小学科名、中学校名及び氏名を志願者が記入する。
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙(切りはなさないこと)
県教育委員会において作成した用紙を用い、中学校名、氏名及び出願課程名を志願者が記入する。
なお、入学検定料納付済証明書用紙は、後期選抜において入学検定料を納付しない場合は斜線を引いて提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書(上記(1)①に同じ)
 - ② 健康診断書(令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの)
ただし、この要項に示した「5 出願資格」の(2)の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。

- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ④ 受験票用紙
県教育委員会において作成した用紙を用い、小学科名及び氏名を志願者が記入する。
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（切りはなさないこと）
県教育委員会において作成した用紙を用い、氏名及び出願課程名を志願者が記入する。
なお、入学検定料納付済証明書用紙は、後期選抜において入学検定料を納付しない場合は斜線を引いて提出する。
- (3) 中学校長は、入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として2, 200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。また、証紙を重ねて貼らない。
なお、前期選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。
また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1, 250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合は、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、**令和7年3月17日(月)**から**3月21日(金)**までとする。
郵送の場合には、3月21日(金)必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、祝日は受け付けない。

10 県外からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの出願者は、上記8に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- ② 保護者が県内に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、県内に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

1.1 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

1.2 出願先変更

志願者は、**令和7年3月19日(水)**に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

- (1) 本校内で出願先を変更する場合
新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合
 - ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
 - ② 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

1.3 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

1.4 選抜方法

志願者全員に対して面接を行う。また、志願者全員に対して作文を課す。

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や小学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 面接等の日時、会場及び内容

期 日	令和7年3月24日(月)
日 程	受付 8:15 ~ 8:30 諸注意 8:35 ~ 8:45 作文 9:00 ~ 9:50 面接 10:00 ~
会 場	福島県立二本松実業高等学校
内 容	作文について テーマは本校で設定し、400字程度にまとめる作文とする。 時間は50分間とする。作文については、段階評価する。 面接について 個人面接を実施する。 個人面接では、目的意識を確認するとともに、志願者自らの考えをまとめ、適切に伝える力を見る。 面接については、段階評価する。

※補足事項がある場合、3月21日(金)までに当該中学校長を通じて連絡する。

- (2) 持参するもの

受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、腕時計(計算機能や言語表現機能を有するもの・ウェアラブル端末は不可)、昼食(必要に応じて)

1.5 調査書の点数化

各小学科とも、調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。また、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」については、各小学科とも65点満点とし、選抜に用いる調査書の成績は、「各教科の学習の記録」と合計し、200点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

16 合格者発表

- (1) **令和7年3月25日(火)**午後3時以降に、本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、**受験票と引きかえに合格通知書を交付する。**
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

17 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

障がい等のある志願者に対する配慮

詳しくは福島県教育庁高校教育課のホームページより、実施要綱を開き、P.18の「第4その他」の「1 障がい等のある志願者に対する配慮」を参照のこと。

東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願について

詳しくは福島県教育庁高校教育課のホームページより、実施要綱を開き、P.81の「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」を参照のこと。

入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。